

地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実

○地域福祉施策の推進

福祉部地域福祉課

目 次

地域福祉施策の推進について

1	地域福祉の推進	3
2	福祉サービス利用者等の支援	7
3	生活保護世帯・生活困窮者等への支援	9
4	戦傷病者・戦没者遺族等援護対策の推進	14
	資料編	17

地域福祉施策の推進について

1 地域福祉の推進

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことのできる「地域共生社会」を実現するため、県、市町、県民、地域団体、社会福祉関係者等が一体となり地域福祉の向上を図る。

(1) 地域福祉の普及・促進

ア 市町地域福祉計画の推進等支援

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会の実現を目指し、県「地域福祉支援計画」（令和6年3月改定）の市町への普及を図り、市町による「地域福祉計画」の推進等を支援する。

イ 重層的支援体制整備事業の推進

地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、市町において「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が全市町において実施されるよう、先進事例の紹介や現地訪問を含む助言指導等の後方支援を行う。

＜令和5年度実績＞ 6市（姫路市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、加東市）

ウ 兵庫県地域見守りネットワーク応援協定の締結

要援護世帯への見守り活動や緊急事態への早期対応を図るため、各家庭を訪問し緊急事態を発見する可能性のあるライフライン事業者等と協定を締結し、各市町における重層的な見守り体制の構築を支援する。

＜協定締結団体＞（令和6年4月1日現在）

電力会社・ガス会社等のライフライン事業者、宅配事業者、配食事業者等
48団体

エ 兵庫県社会福祉大会の開催

社会福祉に功績のあった者の表彰や社会福祉に係る講演の開催を通じて福祉コミュニティ憲章の啓発を行い、地域福祉の推進を図る。

＜令和5年度実績＞ 実施日 令和5年10月25日（水）

実施場所 県立 丹波の森公苑

参加人員 約600人

＜令和6年度予定＞ 実施日 令和6年10月30日（水）

実施場所 山崎文化会館（宍粟市）

オ のじぎく賞の選奨

日常見聞される身近な善行を表彰することにより、明るい社会づくりを目指す。

＜令和5年度表彰数＞ 118件

カ 社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）との連携・協働

社会福祉法に規定する「地域における公益的な取組」を、地域の複数の社会福祉法人が連携して取り組むために設置された「社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）」と協働し、生活困窮者支援、災害派遣福祉チーム（DWAT）の設置・派遣など、多様な地域生活課題への対応を図る。

＜ほっとかへんネットの設立状況＞ 44団体（県内44市区町に各1団体）

(2) ヤングケアラー・若者ケアラー支援体制の拡充 (18,672千円)

祖父母、父母、兄弟などへの介護や看護、日常生活上での世話などをするヤングケアラー・若者ケアラーに対して、「兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策」に基づき、全県的な支援体制のさらなる拡充を図る。

ア ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口の設置

ヤングケアラー・若者ケアラーの精神的負担軽減、市町や支援機関へつなぐなどの展開を図るため、電話やメール、LINEによる相談を実施する。

＜実施団体＞ 兵庫県社会福祉士会（兵庫県福祉センター内）

＜令和5年度実績＞ 相談件数 500件

イ 市町の取組促進を図るためのキャラバン研修

県相談窓口での支援事例等を踏まえた市町向け支援マニュアルを作成するとともに、県内各地域へ出向き、市町職員等を対象に相談窓口の運営方法や先進事例の共有等を図るための研修会を実施する。

ウ 当事者支援グループ活動推進

悩みや経験を共有、情報交換等の場づくりを促進するため、ピアサポート等の交流活動に取り組む団体の活動を支援する。

＜支援対象＞ ピアサポートを実施する団体に補助

＜令和5年度実績＞ 補助団体数 6団体

エ ピアサポートの全県的な展開

当事者支援グループの活動が全県に広がるよう、全県規模のオンライン交流会の開催のほか、既存の支援グループの運営ノウハウ等を紹介する事例集を作成し、各地のNPO等へ提供することで、ヤングケアラー支援の取組を働きかける。

オ ヤングケアラー・若者ケアラー支援研修

ヤングケアラー・若者ケアラーの抱える問題に気づく体制づくりを構築するため、福祉・介護・教育等の関係職員を対象に研修を実施する。

＜実施団体＞ 兵庫県社会福祉協議会

＜令和5年度実績＞ 参加者数 基礎編 391人、応用編 87名

カ ヤングケアラー世帯への配食支援事業

ヤングケアラーとその家族に対して、配食サービス事業者による支援を実施し、必要に応じてケア対象者を適切な福祉サービスにつなげる。

＜実施回数＞ 週1回、3ヶ月程度

＜令和5年度実績＞ 71世帯

(3) 民生委員・児童委員等の活動促進等

住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民生委員・児童委員等の活動を支援する。 [P17 資料編参照]

ア 民生委員・児童委員活動の促進

(297,059千円)

新任及び中堅の民生委員・児童委員を対象とした研修を実施し、資質の向上を図るとともに、活動費用等を補助（政令市及び中核市を除く。）する。

また、市町民生委員児童委員協議会に対し、地域の関係機関との連携・協議等に要する費用を補助（政令市及び中核市を除く。）する。

<助成金額> 民生委員・児童委員活動費用弁償費等補助 @60,200円/人

民生委員協議会機能強化事業補助 @80,000円/協議会

イ 民生委員・児童委員の担い手の確保

(6,600千円)

民生委員の担い手の確保が喫緊の課題となっていることから、新たに、民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた市町の取組への支援を行う。

【民生委員・児童委員の委嘱状況】（令和6年4月1日現在）

（単位：人・％）

	総数			(内訳)					
				区域担当			主任児童委員		
	定数	現員	充足率	定数	現員	充足率	定数	現員	充足率
全 県	10,314	9,636	93.4	9,535	8,919	93.5	779	717	92.0
県 所 管	4,800	4,597	95.8	4,529	4,335	95.7	271	262	96.7
神戸市所管	2,571	2,313	90.0	2,221	2,009	90.5	350	304	86.9
姫路市所管	935	926	99.0	872	863	99.0	63	63	100.0
尼崎市所管	857	772	90.1	833	749	89.9	24	23	95.8
明石市所管	415	398	95.9	386	369	95.6	29	29	100.0
西宮市所管	736	630	85.6	694	594	85.6	42	36	85.7

ウ 民生・児童協力委員の設置と活動の促進

(4,162千円)

民生委員・児童委員に協力して見守り活動や市町の福祉施策の普及啓発などの福祉活動を行う民生・児童協力委員を民生委員1人につき原則2人設置する。

【民生・児童協力委員の委嘱状況】（令和6年4月1日現在）

（単位：人・％）

		定 数	現 員	充足率
県 事 業		9,067	7,938	87.5
参 考	神戸市事業	-	227	-
	姫路市事業	1,744	1,593	91.3
	尼崎市事業	1,666	1,228	73.7
	明石市事業	772	606	78.5
	西宮市事業	1,388	977	70.4

(注1) 政令市・中核市においては、県の事業を参考に同様の事業を実施

(注2) 姫路市所管分の名称は民生・児童推進員

(4) 生活福祉資金等貸付事業への支援 (27,142千円)

低所得者、障害者や高齢者の経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図るため、兵庫県社会福祉協議会が行う生活福祉資金等貸付事業に対して補助する。

[P17・18 資料編参照]

【生活福祉資金等の貸付状況】 (単位：件・千円)

区分	R3		R4		R5	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総合支援資金	2	610	6	2,370	10	3,027
福祉資金	213	25,209	226	33,342	346	36,261
教育支援資金	1,119	962,924	1,190	1,021,043	1,174	1,000,580
不動産担保型生活資金	6	46,401	7	47,651	7	57,959
臨時特例つなぎ資金	1	30	2	80	4	160
計	1,341	1,035,174	1,431	1,104,486	1,541	1,097,987

※緊急小口資金等の特例貸付分は除く

【緊急小口資金等の特例貸付】

新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入減少した世帯を対象として、福祉資金（緊急小口資金）と総合支援資金について特例貸付を実施している（受付期間：令和2年3月～令和4年9月）。

令和5年1月以降、順次、償還が開始されており、償還困難者については、県・市町社会福祉協議会など関係機関と連携し、適切に償還免除を進めるとともに、生活再建に向けた相談支援体制を強化して対応している。

[P18 資料編参照]

＜特例貸付の貸付状況＞ (単位：件・千円)

区分	件数	金額
福祉資金（緊急小口資金）	77,142	14,150,008
総合支援資金	124,563	66,419,401
計	201,705	80,569,409

(5) 権利擁護支援体制の整備・拡充 (116,661千円)

ア 成年後見制度利用促進・権利擁護支援専門員の配置

県社会福祉協議会に成年後見制度利用促進・権利擁護支援専門員(1名)を配置し、市町に対する権利擁護体制整備に関する情報提供や助言・研修等を行い、市町の体制整備を推進する。

イ 法人後見・市民後見を進める市町への補助

市町が実施する法人後見の体制整備や市民後見人の養成研修等へ補助する。

＜令和5年度実績＞ 23市町

ウ 権利擁護に係る研修の実施

成年後見人等の権利擁護の担い手が不足する中、全県域で尊厳のある本人らしい生活の継続が支えられるよう、権利擁護支援体制の拡充と権利擁護サポーター等の担い手養成を図るための研修を実施する。

(6) 孤独・孤立対策推進事業 (500千円)

孤独・孤立対策推進法（令和6年4月施行）により地方公共団体においても住民への周知啓発や関係者間の協議の促進等に関して努力義務が設けられたことから、庁内関係部局に有識者を加えた連携推進会議を立ち上げ、取組方策を検討する。

(7) 災害時の被災者支援 (8,471千円)

災害発生時の被災者を支援するため、法令等の規定に基づき、災害弔慰金及び災害援護金の支給を行う。 [P19 資料編参照]

<令和5年度実績>

災害弔慰金0件、災害援護金31件

2 福祉サービス利用者等の支援

高齢者や障害者が適切なサービスを選択し、安心して利用できるよう、サービスの利用援助、苦情解決等を通じて、利用者保護を図るとともに、福祉事業従事者の資質向上を図るための研修を実施する。

(1) 日常生活自立支援事業の運営支援 (139,679千円)

福祉サービスの情報提供、利用援助、日常的金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」を推進する兵庫県社会福祉協議会の運営費を補助し、兵庫県社会福祉協議会と市町社会福祉協議会が一体となって、福祉サービスを適切に利用することに不安のある高齢者・知的障害者等を支援する。

【日常生活自立支援事業の利用状況】 (単位：件、人)

区分 \ 年度	R3	R4	R5
相談件数	62,627	63,334	67,181
利用者数	1,151	1,161	1,208

(注) 相談件数には利用契約後の相談を含む。

(2) 福祉サービス運営適正化委員会の運営支援 (3,729千円)

日常生活自立支援事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決を図るため、兵庫県社会福祉協議会に設置された中立の第三者機関である福祉サービス運営適正化委員会の運営費を補助する。

【福祉サービス運営適正化委員会に寄せられた苦情への対応状況】 (単位：件)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	
受付件数	234	251	226	
対応状況	事情調査	5	1	0
	助言	109	82	57
	話し合いの推奨	58	89	47
	紹介・伝達	45	64	98
	県等への通知	0	0	0
	その他	17	15	24

(3) 福祉人材研修センターの運営

(12,359千円)

兵庫県福祉人材研修センター（神戸市中央区中山手通）において、社会福祉事業従事者の資質向上を図るための各種研修を実施する。

<委託先> 兵庫県社会福祉協議会

【指定管理研修の実施状況】（令和5年度）

（単位：人）

		参加者数	
行政職員研修	福祉行政機関新任職員研修	61	
	生活保護	ケースワーカー研修（新任）	88
		ケースワーカー研修（中堅）	79
		医療扶助・介護扶助事務担当者研修	21
		査察指導員研修	23
（福祉施設）新任職員研修コース	保育所等新任保育士研修	116	
	児童福祉新任職員研修	33	
	障害福祉新任職員研修	132	
	高齢者福祉新任職員研修	70	
（福祉施設）中堅職員研修コース	職業倫理と権利擁護研修	81	
	アセスメント技術（高齢・障害）	53	
社会福祉援助技術コース	はじめて福祉の仕事に就く人のための研修	183	
合計		940	

(4) 職場研修アドバイザー事業

(3,281千円)

兵庫県福祉人材研修センターに職場研修アドバイザーを配置し、社会福祉施設、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等の職場研修を支援する。

<委託先> 兵庫県社会福祉協議会

3 生活保護世帯・生活困窮者等への支援

高齢者、傷病・障害者、母子世帯等の生活保護受給者が地域社会で安定した生活が営めるよう、生活保護法による保護を適正に実施し、健康で文化的な最低限度の生活の保障及び自立助長を図るとともに、生活困窮者、ホームレスの自立支援対策を展開する。

(1) 生活保護制度の安定運営

(2,754,386千円)

ア 生活保護制度の概要

制度の目的	現に生活に困窮する国民に対し、 <u>困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する</u>	
実施主体	市及び県（町の区域）	
保護の種類	生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助	
負担割合	居住地保護	市部：国3/4、市1/4、町部：国3/4、県1/4
	現在地保護（長期入院で居住地のない者等）	国3/4、県1/4 (政令市・中核市：国3/4、市1/4)

イ 生活保護の動向

被保護者数は、平成20年の世界金融危機以降急増したが、雇用環境の改善等により、平成27年12月をピークに減少に転じ、令和5年度の被保護者数は98,244人（対前年度比454人減）、保護率は1.83%（対前年度比同値）となっている。

被保護世帯数も、近年はやや減少傾向で推移してきたが、令和5年度は77,912世帯（対前年度比187世帯増）と微増している。 [P20 資料編参照]

【被保護者数（世帯数）】

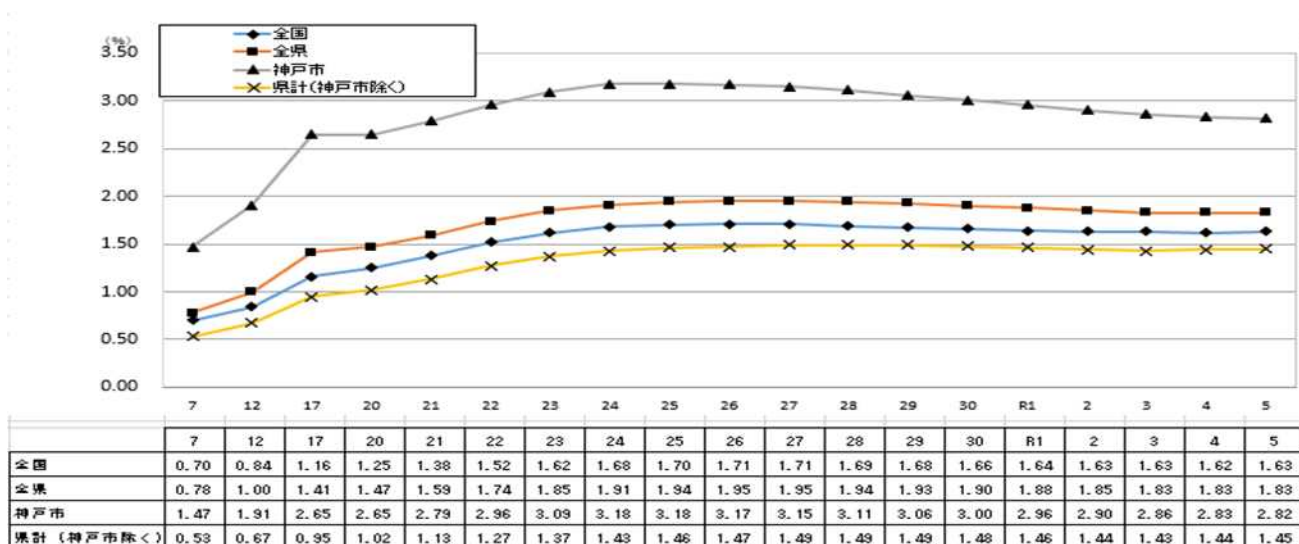
(単位：人・世帯)

	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4	R5
全 県	42,489 (28,501)	55,154 (37,665)	79,088 (53,613)	97,119 (68,083)	107,854 (78,799)	100,879 (78,073)	99,643 (77,845)	98,698 (77,725)	98,244 (77,912)
うち 神戸市	21,269 (14,257)	28,108 (19,060)	40,431 (26,966)	45,597 (31,500)	48,304 (34,954)	44,218 (33,945)	43,438 (33,668)	42,718 (33,436)	42,295 (33,310)

【保護率の推移】

保護率の推移（年度平均）

(単位：%)



【被保護世帯等の状況】（神戸市を含む）（単位：％）

単身・複数別	単身世帯	2人以上の世帯 (母子世帯を含む)						
	82.0	18.0						
年齢階級別 (保護人員)	20歳未満	20歳～ 65歳未満	65歳以上					
	9.9	40.0	50.1					
世帯類型別	高齢	障害	傷病	母子	その他			
	54.1	13.1	12.6	4.8	15.4			
開始理由別	傷病	死別・離別	失業	仕送り・ 預貯金減	その他			
	14.0	2.0	13.5	62.7	7.8			
受給期間別 (神戸市・姫路 市・尼崎市・西 宮市を除く)	6ヶ月 未満	6ヶ月～ 1年未満	1年～ 2年未満	2年～ 3年未満	3年～ 5年未満	5年～ 7年未満	7年～ 10年未満	10年 以上
	5.9	5.1	8.8	7.1	11.8	10.8	13.6	36.9

※単身・複数別、年齢階級別、世帯類型別：令和6年3月現在の被保護者調査による。

※開始理由別：令和5年9月現在の被保護者調査による。

※受給期間別：令和5年7月現在の受給期間別調査による。

【生活保護費の推移】

(単位：百万円)

	R1	R2	R3	R4	R5(R6.3)
全 県	179,919	174,731	173,790	172,920	176,495
うち神戸市	78,451	76,010	75,728	74,437	75,489

※R5はR6.3月末現在の月例報告に基づく概算値。

【生活保護費の内訳】（令和5年度扶助別事業費(概算値)）

		施設事務費 2,118 (1.2%)			
		介護扶助 4,037 (2.3%)			
				(単位：百万円)	
医療扶助 88,159 (49.9%)	生活扶助 51,406 (29.1%)		住宅扶助 29,309 (16.6%)		
				教育扶助 514 (0.3%)	
				その他扶助 952 (0.6%)	

ウ 自立支援プログラムの活用促進

被保護者が抱える傷病や多重債務等、様々な問題に対応する具体的支援方法や実施手順等を内容とする「自立支援プログラム」を各福祉事務所が作成し、個々の状況に応じた支援に取り組むよう、県が作成したモデルプログラムの活用を促進する。

【県が策定したモデルプログラムの例】

入院患者退院促進プログラム	入院患者個々の自立阻害要因の除去により、①退院の促進、②退院後の居宅生活、③日常生活・社会生活を支援
高齢者見守り支援プログラム	①支援機関や民生委員による見守り、②周囲との関係再構築、③地域貢献活動機会の紹介等により、社会との繋がり維持・向上を支援
多重債務者への支援プログラム	法テラス、無料法律相談等、関係機関、制度の効果的活用により多重債務を解消させ、継続的な自立を支援

エ 就労支援員の設置

県健康福祉事務所・市福祉事務所に就労支援員を設置し、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、ハローワークへの同行訪問等、被保護者の早期の就労自立を促進する。

<令和6年3月現在配置人数>

就労支援員 90人

オ 福祉事務所等への指導監査

「漏給の防止」（保護を受けるべき人に適正に保護を講じる）、「濫給の防止」（不適正な保護は講じない）及び個々の被保護者に応じた「自立の支援」を基本とした、生活保護行政の適正な実施を確保するため、福祉事務所等（神戸市を除く。）に対する生活保護法施行事務指導監査を実施する。

【実施状況】（令和5年度）

	一般監査	特別監査		計
		確認監査	個別実地監査	
対象数	34	9	-	43

※ 県下実施機関（神戸市除く）は35箇所。一般監査（34箇所）と厚生労働省監査（1箇所）で県下全ての実施機関に監査を行っている。

カ 救護施設への指導監査

身体や精神の障害等により居宅で日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う救護施設（県所管）に対し、事業運営、施設運営等に関する指導監査を実施する。

【県内救護施設設置状況】

（単位：ヶ所、人）

	県所管	神戸市	姫路市	西宮市	合計
施設数	2	5	1	1	9
定員	140	300	100	100	640

キ 生活保護担当職員の資質向上

生活保護制度の適正な運営を図るため、関係職員の資質向上を目指し、ケースワーカー研修、査察指導員研修、医療扶助等事務担当者研修等を開催する。

(2) 生活困窮者の自立支援

ア 生活困窮者自立支援制度の推進

(47,196千円)

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、必要な支援を実施する（実施主体：市及び県（町の区域））。

(7) 自立相談支援事業（必須事業）

生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、支援計画の作成等の支援を一体的かつ計画的に行うことにより、就労支援等、自立の促進を支援する。

＜令和5年度実績＞ 相談件数 10,496件、就労者数 731人

(イ) 住居確保給付金（必須事業）

離職により住宅を失った又はそのおそれのある者、離職又は廃業に至っていないが離職等と同程度の状況にある者に対して、家賃相当分を有期で給付する。

- ・支給額 生活保護の住宅扶助基準額に準拠
- ・支給期間 原則3ヶ月間（一定の条件を満たした場合は最長9ヶ月受給可能）

＜令和5年度実績＞ 支給決定件数 676件

(ロ) 就労準備支援事業（任意事業）

就労に必要な知識や技能が不足している生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を支援する。

＜令和6年度実施＞ 23市及び県(町の区域)

＜令和5年度実績＞ 事業利用件数 226件

(ハ) 一時生活支援事業（任意事業）

住居を持たず、緊急に衣食住が必要な生活困窮者に対して、一定期間、宿泊場所や衣食の提供等を実施する。

＜令和6年度実施＞ 25市及び県(町の区域)

＜令和5年度実績＞ 事業利用件数 139件

(ニ) 子どもの学習・生活支援事業（任意事業）

生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する学習支援、生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援を実施する。

＜令和6年度実施＞ 17市及び県(町の区域)

＜令和4年度実績＞ 1,665人

(ホ) 家計改善支援事業（任意事業）

家計収支の均衡が取れていないなど家計に問題を抱える生活困窮世帯の家計の状況とその課題を把握し、家計の改善の意欲を高めるための支援を実施する。

＜令和6年度実施＞ 21市及び県(町の区域)

＜令和5年度実績＞ 事業利用件数 251件

イ ひょうごフードサポートネット・アウトリーチ推進支援事業 (8,689千円)

行政・福祉関係機関・民間企業・地域団体等の公民が連携して食品配布等の支援体制の構築に取り組む「ひょうごフードサポートネット」の参画団体による生活困窮世帯等への配食や見守り活動等への支援を実施する。

また、新たにサポートネット専用ホームページを立ち上げ、サポーターの取組や食料支援情報を発信し、食料支援体制の底上げを図る。

ウ ホームレスの自立支援対策の推進 (986千円)

(ア) ホームレス数の動向

県内のホームレス数は令和6年1月現在で51人であり、平成15年1月調査と比較し896人減少している。

【県内のホームレス数】 (単位:人)

	神戸市	姫路市	尼崎市	西宮市	その他	合計
H15.1全国調査	323	57	323	130	114	947
R5.1全国調査	21	9	10	6	6	52
R6.1全国調査	24	5	11	5	6	51

(イ) 生活保護の適用

生活保護の受給を希望し、保護の要件を満たす者については、個々の意向や抱える問題に応じた生活保護を適用している。

a 生活保護適用数 (令和4年度) (単位:人)

	居宅保護	施設入所	入院	外来治療	合計
全 県	249	27	39	6	321
うち神戸市	139	10	23	0	172

b 無料低額宿泊所での生活保護の適用

無料低額宿泊所で一時的な住まいを確保し、生活保護を適用するとともに、福祉事務所のケースワーカーが就労支援等自立に向けた支援を行う。

<設置数> 6ヶ所 (定員336人) (神戸市1、尼崎市3、西宮市2)

(ウ) 関係機関・団体との連携強化

「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針」(令和2年3月策定)に基づき、国・県・市町・民間支援団体による「ホームレス自立支援対策連絡協議会」を開催し、相互の連携強化を図る。

<構成員> 兵庫労働局、県関係課、神戸・尼崎市、NPO法人等

エ 「子ども食堂」への支援(「子ども食堂」応援プロジェクト) (4,500千円)

「ふるさとひょうご寄附金」を活用し、経済的な理由等により食事が十分にとれていない子どもたちに温かい食事を提供する「子ども食堂」の立ち上げ経費を助成する。

<対象> 新たに「子ども食堂」を立ち上げる団体

<内容> 「子ども食堂」の立ち上げ経費(冷蔵庫、炊飯器や食器購入費等)

<令和5年度実績> 助成団体数 23団体

4 戦傷病者・戦没者遺族等援護対策の推進

先の大戦による犠牲者への慰藉事業を行うとともに、戦傷病者・戦没者遺族等援護対策の推進、中国帰国者自立支援などの事業を推進する。

【援護関係者の状況】 (単位：人)

項 目		全 国	兵 庫 県
戦没者（軍人・軍属・準軍属）		約 2,300,000	約 97,400
恩給年金 等受給者	遺 族	94,043 (R6.3月末)	3,895 (R6.3月末)
	本 人	1,909 (R6.3月末)	75 (R6.3月末)
戦傷病者手帳所持者		2,158 (R5.3月末)	44 (R6.3月末)

(1) 戦没者追悼関連事業の推進 (3,830千円)

ア 全国戦没者追悼式への遺族派遣

政府主催の追悼式に遺族代表を派遣する。

<開催日> 令和6年8月15日

<場 所> 日本武道館

イ 戦没学徒追悼式への助成

終戦70年を期に本県などが実施した「全国戦没学徒追悼式典」を引き継ぎ、先の大戦において学徒出陣や学徒勤労に動員され戦死した若人20万人余の御霊を追悼し、戦争の悲惨さと教訓を後世に伝えるため、(一財)兵庫県遺族会が実施する「戦没学徒追悼式」に要する経費を助成する。

<開催予定日> 令和6年9月28日

<場 所> 若人の広場（南あわじ市）

ウ のじぎくの塔慰霊祭等への助成及び島守の塔慰霊祭の実施

沖縄戦で戦没した本県出身者を慰霊する「のじぎくの塔」慰霊祭の実施等に要する経費を（一財）兵庫県遺族会に助成するとともに、沖縄戦で殉職された本県出身の故島田 叡^{あきら} 沖縄県知事をはじめ沖縄県職員を慰霊するため「島守の塔」慰霊祭を実施する。

<開催予定日> 令和6年11月22日

<場 所> 摩文仁の丘（沖縄県糸満市）

(2) 戦争の記憶と教訓の次世代継承

ア 高校生による共同制作動画の活用

島田叡元沖縄県知事の母校・兵庫高校と地元・那覇高校の生徒により共同制作された島田知事の功績を紹介する動画を、ひょうごちゃんねる等で広く県民へ配信する。

イ 語り部活動の推進

兵庫県遺族会と連携し、県民を対象とした語り部活動を推進する。

<令和5年度実績> Soraかさい（R5.12.10）、兵庫県遺族会館（R6.2.18）

<令和6年度実施（予定含む）> 神戸市立駒ヶ林中学校（R6.4.16）、島守の広場（R6.4.26）
県立西脇高校（R6.10.23）、Soraかさい（R6.12.8）
兵庫県遺族会館（R7.2.15）

(3) 戦没者遺族の援護

(19,067千円)

ア 遺族年金等の支給

戦没者の遺族に対し、法令の規定に基づき支給される遺族年金等の進達及び特別給付金の裁定等を行う。 [P21 資料編参照]

<令和5年度実績> 進達・裁定処理件数 105件

イ 特別弔慰金の支給

戦没者の遺族に対し、戦後の節目に国として弔慰の意を表す特別弔慰金の裁定等を行う。

<第十一回特別弔慰金の概要>

基準日：令和2年4月1日

金額：25万円（5年償還の記名国債）

請求期間：令和2年4月1日～令和5年3月31日

【進達・裁定処理件数】

国債の名称	第八回特別弔慰金	第九回特別弔慰金	第十回特別弔慰金	第十一回特別弔慰金
件数	59,737	2,187	45,750	36,916

ウ 戦没者遺族相談員による相談

戦没者遺族の福祉の向上を図るため、戦没者遺族相談員51人に委託し、年金・恩給・特別給付金等の相談を実施する。

<令和5年度実績> 相談件数 204件

(4) 戦傷病者等の援護

(3,031千円)

ア 障害年金等の支給

戦傷病者等に対し、法令の規定に基づき支給される障害年金等の進達及び特別給付金の裁定等を行う。 [P22 資料編参照]

<令和5年度実績> 進達・裁定処理件数 1件

イ 戦傷病者特別援護法による援護

県内在住の戦傷病者に対して、法令の規定に基づき、戦傷病者手帳を交付し、公務傷病等の療養に対する給付など特別の援護を行う。 [P22 資料編参照]

<令和5年度実績> 療養の給付等の処理件数 8件

ウ 戦傷病者相談員による相談

戦傷病者等の福祉の向上を図るため、戦傷病者相談員2人に委託し、傷病恩給・特別給付金等の相談を実施する。

<令和5年度実績> 相談件数 1件

(5) 旧軍人・軍属の援護 (1,660千円)

旧軍人・軍属に対し、法令の規定に基づき支給される普通恩給等の審査・進達事務を行うとともに、恩給制度の説明会等を開催し、受給権の失権防止等に努める。

<令和5年度実績> 恩給の進達処理件数 2件 [P22 資料編参照]

(6) 中国帰国者の援護 (6,741千円)

中国から帰国された残留邦人の特別の事情に配慮し、残留邦人本人及びその配偶者の生活の安定を目的として支援給付を行うとともに、地域での生活支援や日本語学習支援を行う。

ア 支援給付の実施

帰国した中国残留邦人が属する世帯の収入が一定の基準を満たさない場合に、生活、住宅、医療、介護等の支援給付を行う。

イ 支援・相談体制の整備

中国帰国者が安心した生活を送れるよう自立支援通訳、自立指導員等を配置する。

ウ 日本語学習支援の推進

中国帰国者支援・交流センターが行う日本語学習支援事業の補完事業として、講師を派遣し、地域のコミュニティセンターや受講者宅等で日本語教室を実施することにより実用会話の習得等を支援する。

- ・受講者数：15名（本人、配偶者、二世、三世等）
- ・講師数：5名

<令和5年度実績> 日本語教室実施回数 227件

エ 地域生活支援プログラムの推進

各市は、地域生活支援プログラムとして、日本語学習教室や交流事業等を実施しており、県は広域的な観点から、これを支援するため、市の支援・相談員、自立支援通訳等を対象とした日本語教室ボランティア研修会などを開催する。

《 資 料 編 》

1 民生委員・児童委員の相談・支援活動（全県）

（単位：件、（ ）内は構成比％）

区分 年度	高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	その他 (生活保護など)	計
R2	115,489 (59.5)	8,355 (4.3)	37,207 (19.2)	33,031 (17.0)	194,082 (100.0)
R3	124,785 (60.4)	8,415 (4.1)	39,870 (19.3)	33,619 (16.2)	206,689 (100.0)
R4	117,584 (59.1)	8,074 (4.1)	38,150 (19.2)	34,946 (17.6)	198,754 (100.0)

2 生活福祉資金貸付事業等の実施状況

(1) 生活福祉資金貸付制度の概要及び貸付決定状況

資金の種類		貸付限度額	償還期間 (据置期間)	貸付件数・金額(千円)		
				R4年度	R5年度	
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(2人以上の世帯) 月 200 千円以内 (単身)月 150 千円以内	10年 (6月)	6件 2,370	10件 3,027
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸借契約を結ぶために必要な費用	400千円以内		0件	0件
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600千円以内		0件	0件
	小計				6件 2,370	10件 3,027
福祉資金	福祉費	技能習得に必要な経費、生業を営むのに必要な経費他	5,800千円以内 ※資金の用途により異なる	20年 (6月) ※同左	105件 23,140	132件 19,757
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に貸付ける少額の費用	100千円以内	12月 (2月)	121件 10,202	214件 16,504
	小計			226件 33,342	346件 36,261	
教育支援資金	教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	・高校:月 35 千円以内 ・大学:月 65 千円以内 他	20年 (6月)	1,190件 1,021,043	1,174件 1,000,580
	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	500千円以内			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金	・土地評価額の70%程度以内 ・月 300 千円以内	貸付契約終了時 (契約の終了後3月)	0件	1件 22,505
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度以内 ・月額最低生活費等を勘案し保護の実施機関が定めた額以内		7件 47,651	6件 35,454
	小計				7件 47,651	7件 57,959
合計				1,429件 1,104,406	1,537件 1,097,827	

(2) 臨時特例つなぎ資金制度の概要及び貸付決定状況

目 的	貸付限度額	貸付件数・金額	
		R4 年度	R5 年度
公的給付制度又は公的資金制度を申請している住居のない離職者に対して、当面の生活費を貸付ける資金	100千円以内	2 件 80千円	4 件 160千円

※ 借受人、世帯主ともに住民税非課税の世帯については、申請に基づき免除が可能。

(3) 緊急小口資金等の特例貸付

	福祉資金（緊急小口資金）	総合支援資金
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合 20 万円以内 ・ その他の場合 10 万円以内	(二人以上) 月 20 万円以内 (単 身) 月 15 万円以内 貸付期間：原則 3 月以内
据置期間	1 年以内※	1 年以内※
償還期限	2 年以内	10 年以内
貸付利子	無利子	無利子

※ 借受人、世帯主ともに住民税非課税の世帯については、申請に基づき免除が可能。

3 災害時の被災者支援

	根 拠	対 象	実施	支給（貸付限度）額
災害弔慰金・ 災害障害見 舞金	災害弔慰 金の支給 等に関する 法律	①災害弔慰金：自然災害により死亡した者の遺族	市町 〔国 1/2 県 1/4 市町 1/4〕	①災害弔慰金 生計維持者：5,000 千円 その他の者：2,500 千円
		②災害障害見舞金：自然災害により重度障害となった者		②災害障害見舞金 生計維持者：2,500 千円 その他の者：1,250 千円
災害援護資 金貸付	災害援護 金等の支給 に関する法律	①自然災害により療養期間が1ヶ月以上の負傷をした世帯主	市町 〔国 2/3 県 1/3〕	1,500 千円～3,500 千円
		②自然災害により住居、家財の1/3以上の被害を受けた世帯主		
災害援護金・ 死亡見舞金	災害援護 金等の支給 に関する規則	①災害援護金 自然災害等により全壊、半壊等の被害を受けた世帯主及び1ヶ月以上の重傷を負った被災者	県 〔県 10/10〕	①災害援護金 全 壊 200 千円 半 壊 100 千円 一 部 損 壊 50 千円 (10%以上) 又は床上浸水 重傷被災者 30 千円
		②死亡見舞金 災害弔慰金の支給対象とならない被災者の遺族		②死亡見舞金 60 千円～200 千円

4 生活保護制度の安定運営

(1) 生活扶助費の例（月額、令和5年10月）～（単位：円）

	阪神間 (1級地-1)	郡部 (3級地-2)
標準4人世帯（35歳、30歳、9歳、4歳）	199,800	174,570
母子2人世帯（30歳、4歳）	150,110	132,430
高齢者単身世帯（68歳）	76,880	67,350
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	120,900	107,160

(2) 保護の推移（神戸市を含む）（単位：世帯・人・%）

		R1	R2	R3	R4	R5
参考 (保護率)	被保護世帯数 (対前年比)	78,381 (99.4%)	78,073 (99.6%)	77,845 (99.7%)	77,725 (99.8%)	77,912 (100.2%)
	被保護人員数 (対前年比)	102,485 (98.3%)	100,879 (98.4%)	99,643 (98.8%)	98,698 (99.1%)	98,244 (99.5%)
	保護率 (対前年増減)	1.88 (-0.02)	1.85 (-0.03)	1.83 (-0.02)	1.83 (±0.00)	1.83 (±0.00)
	神戸市 (対前年増減)	2.96 (-0.04)	2.90 (-0.06)	2.86 (-0.04)	2.83 (-0.03)	2.82 (-0.01)
	尼崎市 (対前年増減)	3.94 (-0.09)	3.79 (-0.15)	3.76 (-0.03)	3.74 (-0.02)	3.70 (-0.04)
	全国 (対前年増減)	1.64 (-0.02)	1.64 (±0.00)	1.63 (-0.01)	1.62 (-0.01)	1.63 (+0.01)

(注) R1～R4は年度平均

(3) 地域別の保護の現状（令和5年度）（単位：世帯・人・%）

	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路
被保護世帯数	33,310	20,156	6,374	6,957	1,043	6,910	1,213	742	268	939
被保護人員数	42,295	25,296	8,308	8,888	1,242	8,438	1,454	893	311	1,119
保護率	2.82	2.45	1.18	1.25	0.49	1.50	0.61	0.60	0.32	0.91

(4) 世帯類型別の保護の現状（令和6年3月末現在）

全県の状況	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	母子世帯	その他世帯
構成比 (%)	54.1	13.1	12.6	4.8	15.4
対前年同月比 (%)	100.1	104.2	95.5	96.3	100.5
対前年増加数 (世帯)	47	412	△458	△144	62

5 戦傷病者・戦没者遺族等援護対策の推進

(1) 戦没者遺族の援護

ア 遺族年金等（令和6年4月1日現在）

（単位：円）

区分（主なもの）		支給要件等		支給額
		対象者	要件	
援護法	弔慰金	軍人・軍属 ・準軍属の 遺族	公務又は勤務関連傷病による死亡	50,000
	遺族年金 ・給与金		公務傷病による死亡	2,019,000
恩給法	公務扶助料	軍人・軍属 の遺族	公務傷病による死亡	2,019,000 (最低保障額)
	増加非公死 扶助料		増加恩給受給者の公務以外の事由による死亡	1,615,100 (最低保障額)
	傷病者遺族 特別年金		傷病年金又は特例傷病恩給受給者の 公務以外の事由による死亡	571,700 又は 467,800

（注）援護法：「戦傷病者戦没者遺族等援護法」

イ 特別給付金

（単位：円）

	支給要件	国債額面金額
戦没者等の妻に対する特別給付金	戦没者等の妻で公務扶助料又は遺族年金等の受給者 (根拠：戦没者等の妻に対する特別給付金支給法) ○請求受付(市区町窓口受け付け期間) R5. 4. 1～R8. 3. 31	1,100,000
戦没者の父母等に対する特別給付金	戦没者の父母等で戦没者以外に自然血族がない公務 扶助料又は遺族年金等の受給者 (根拠：戦没者の父母等に対する特別給付金支給法)	1,000,000 ～100,000

ウ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

（単位：円）

	支給対象者	国債額面金額
第11回特別弔慰金	基準日（R2. 4. 1）において、恩給法による公務扶 助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年 金等を受ける者（戦没者等の妻や父母等）がない 場合に三親等内の遺族一人に支給 ○請求期間（市区町村窓口受付期間） R2. 4. 1～R5. 3. 31 (根拠：戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法)	250,000 (5年償還の記名国債)

(2) 戦傷病者等の援護（令和6年4月1日現在）

ア 障害年金等

(単位：円)

区 分 (主なもの)		支給要件等		支給額
		対象者	要 件	
援 護 法	障害年金	軍 人 軍 属 準 軍 属	公務又は勤務関連傷病による障害の程度が特別項症～第5款症の者	9,991,800 ～ 763,100
	増加恩給	軍 人	公務傷病による障害の程度が特別項症～第1款症の者	9,991,750 ～1,903,000
恩 給 法	傷病年金	軍 属	公務傷病による障害の程度が第2款症～第5款症の者	1,731,500 ～986,900
	特例傷病恩給	軍 人	職務関連傷病による障害の程度が特別項症～第5款症の者	7,617,360 ～763,100
傷病賜金 (一時金)	障害の程度が第1目症・第2目症の下士官以下の軍人		第1目症 48,000 第2目症 32,000	

イ 特別給付金

(単位：円)

区 分	支 給 要 件	国債額面金額
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	特別項症から第5款症の障害を有する戦傷病者としての恩給その他関係法令に基づく年金等受給者の妻 ○請求受付（市区町村窓口受付期間） R3.4.1～R6.4.1	500,000 ～ 75,000

ウ 戦傷病者特別援護法による援護

種 類	内 容
戦傷病者手帳の交付	公務傷病等による款症以上（軍人は目症以上）の障害を有する者に交付
療養の給付	公務傷病等により療養を必要とする者に給付
補装具の支給及び修理	公務傷病等により補装具を必要とする者に支給（修理）
J R無賃乗車券引換証の交付	障害の程度に応じ、毎年、乗車券・急行券引換証を交付

(3) 恩給法による旧軍人・軍属の援護

(単位：円)

	支給要件等		支給額
	対象者	要 件	
普通恩給	軍人・軍属	最短恩給年限（准士官以上は13年、下士官以下は12年）以上の在職年数があること	583,700 (最低保障額)
普通扶助料	軍人・軍属の遺族	普通恩給受給者の死亡	571,700 (最低保障額)
一時恩給 (一時扶助料)	軍人・軍属 (上記の遺族)	引き続く実在職年が3年以上あること（受給権者の死亡）	15,150 ～ 93,000
一時金 (遺族一時金)	軍人 (上記の遺族)	断続した実在職年の合計が3年以上あること（受給権者の死亡）	15,000